

吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」（以下「吉野ピンクル」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(吉野ピンクルに関する権利)

第2条 この要綱において吉野ピンクルとは、吉野町が著作権を有している別紙1のデザイン、商標登録第5502862号並びにこれらを展開したものとす。

2 吉野ピンクルに関する一切の権利は、吉野町（以下「町」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 吉野ピンクルを使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、及び町が主体となって実施するイベント等で使用する場合を除き、あらかじめ吉野町長（以下「町長」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書（別記第1-1号様式、第1-2号様式、第1-3号様式）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 吉野ピンクルの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が町産品の推進や町のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認（以下「使用承認」という。）をすることができる。この場合において、町長は必要があると認める場合には、吉野ピンクルの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 町長は、使用承認を行ったときは、使用承認書（別記第2号様式）を申請者へ送付する。

(使用承認の制限)

第5条 吉野ピンクルの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品

等を販売する場合

- (6) 吉野ピンクルの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 吉野ピンクルのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (9) 吉野ピンクルの著しい変形その他吉野ピンクルの使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合
(使用料)

第6条 吉野ピンクルの使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 吉野ピンクルを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、承認番号（「c吉野町 吉野ピンクル#●●●●」又は「cyoshino town. yoshino pinkl#●●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。（承認内容の変更等）

第9条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、変更承認書（別記第4号様式）を交付する。

(承認の取消し等)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認（前条の追加又は変更の承認があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反した場合
- (2) 使用者が第4条の使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他吉野ピンクルの使用継続が不相当であると認められた場合

- 2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に使用承認取消書（別記第5号様式）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
- 4 町長は、第1項の規定により使用承認を取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 5 町長は、使用者に吉野ピンクルの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（利用の非独占性等）

第11条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して吉野ピンクルを利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について町の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第12条 町は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 町は、吉野ピンクルの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、吉野ピンクルを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 1 使用者は、吉野ピンクルの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条 町長は、吉野ピンクルの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、吉野ピンクルの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第15条 この要綱に関する事務は、奈良県吉野郡吉野町協働推進課が行う。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、吉野ピンクルの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年2月1日から施行する。